

研究インテグリティエコシステム創生コンソーシアム定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当コンソーシアムは、研究インテグリティエコシステム創生コンソーシアム（英文：Consortium for Research Integrity & Security Ecosystem、略称：RISE）と称する。

(事務所)

第2条 当コンソーシアムは、主たる事務所を大阪府吹田市に置く。

(目的)

第3条 当コンソーシアムは、会員相互で研究者に関する情報を共有することにより、会員らにおける研究セキュリティ及び研究インテグリティを確保することを目的とする。ここでいう研究セキュリティとは、外国への技術流出等につながる、外部からの不当な影響・干渉のリスクから研究を守ることの意味し、研究インテグリティとは、研究の国際化やオープン化に伴うリスクに対する研究の健全性・公正性を確保することの意味する。

第2章 会員

(構成員)

第4条 本コンソーシアムには、次の会員を置くものとする。

- (1) 正会員 当コンソーシアムの目的に賛同して入会した大学又は大学を設置する法人、高等専門学校、大学共同利用機関、国立研究開発法人
- (2) 賛助会員 当コンソーシアムの活動に賛助する正会員以外の企業及びその他の団体

(入会)

第5条 当コンソーシアムの目的に賛同し、入会した者を会員とする。

- 2 会員となるには、当コンソーシアム所定の様式による申込みをし、会員総会の承認を得なければならないものとする。

(入会金及び会費)

第6条 会員は、この定款又は会員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 前項のほか、当コンソーシアムが運営するサービスを利用する正会員は、

別に定める利用料を納入しなければならない。

(任意退会)

第7条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、退会を希望する日の1か月以上前に当コンソーシアムに対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当コンソーシアムの会員が、当コンソーシアムの名誉を毀損し、若しくは当コンソーシアムの目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、会員総会において、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 1年以上会費を滞納したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総会員の同意があったとき。
- (5) 解散したとき。

(会員名簿)

第10条 当コンソーシアムは、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 会員総会

(種別)

第11条 当コンソーシアムの会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会の2種類とする。

(構成)

第12条 会員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 会長、副会長及び監事の選任及び解任
- (3) 会長、副会長及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) 基本財産の処分の承認
- (9) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

（開催時期・開催地）

第14条 定時会員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時会員総会は、必要がある場合に開催する。

2 会員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

（招集）

第15条 会員総会は、会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

2 会員総会の招集通知は、会員総会の日1週間前までに正会員に対して発するものとする。

3 全員の承諾があるときは、総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議を行うことができる。

（決議の方法）

第16条 会員総会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 総会で議決する事項について、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、決議があったものとみなす。

（議決権）

第17条 正会員は、会員総会において各1個の議決権を有する。

（議長）

第18条 会員総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

3 会長及び副会長に事故があるときは、会員総会において出席会員のうちから議長を選出する。

(議決権の代理行使)

第19条 正会員は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、会員総会ごとに代理権を証する書面を当コンソーシアムに提出しなければならない。

2 前項の代理人は、当コンソーシアムの議決権を有する正会員又は当該会員の役職員に限るものとし、かつ、2名以上の代理人を選任することはできない。

(議事録)

第20条 会員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果その他の必要事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した正会員がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

(会員総会規則)

第21条 会員総会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、会員総会において定める会員総会規則による。

第4章 役員

(役員)

第22条 当コンソーシアムに、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監事 1名

(役員を選任)

第23条 前条の会長、副会長及び監事は、会員総会の決議によって、正会員の役職員の中から選任する。ただし、必要があるときは、監事は、正会員の役職員以外の者から選任することを妨げない。

(会長及び副会長の職務及び権限)

第24条 会長は、この定款の定めるところにより、当コンソーシアムを代表

し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、会計を監査する。

- 2 監事は、いつでも、会長に対して事業の報告を求め、当コンソーシアムの業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第26条 会長及び副会長の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された会長、副会長又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 会長、副会長又は監事が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した会長、副会長又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお会長、副会長又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 会長、副会長及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第28条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、会員総会の決議を経て、会長が別に定める。

第5章 事務局

(事務局)

第29条 当コンソーシアムの事務を行う機関として、事務局を設置する。

- 2 事務局は、会長の指示及び監督に基づき、当コンソーシアムの運営に必要な業務を行う。

第6章 会計及び事業計画

(事業年度)

第30条 当コンソーシアムの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第31条 当コンソーシアムの事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに事務局が作成し、会長及び副会長の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(剰余金の不分配)

第32条 当コンソーシアムは、剰余金の分配を行わない。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第33条 この定款は、会員総会において、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解散)

第34条 当コンソーシアムは、会員総会において、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより解散する。

(残余財産の帰属)

第35条 当コンソーシアムが清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議によりその帰属を決するものとする。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第36条 当コンソーシアムの最初の事業年度は、当コンソーシアム成立の日から令和9年3月末日までとする。

(設立時会員の氏名又は名称及び住所)

第37条 設立時会員の名称及び住所は、次のとおりとする。

大阪府高槻市大学町 2 番 7 号
大阪医科薬科大学 学長 佐野 浩一

大阪市旭区大宮 5 丁目 1 6 番 1 号
大阪工業大学 学長 井上 晋

大阪府吹田市山田丘 1-1
国立大学法人大阪大学 学長 熊ノ郷 淳

京都市左京区松ヶ崎橋上町 1
国立大学法人京都工芸繊維大学 学長 吉本 昌広

京都府京都市左京区吉田本町 3 6 番地 1
国立大学法人京都大学 学長 湊 長博

大阪府吹田市岸部新町 6-1
国立研究開発法人国立循環器病研究センター 理事長 大津 欣也

奈良県奈良市北魚屋東町
国立大学法人奈良国立大学機構 理事長 榊 裕之

奈良県生駒市高山町 8 9 1 6 番地の 5
奈良先端科学技術大学院大学 学長 塩崎 一裕

和歌山県和歌山市栄谷 9 3 0
国立大学法人和歌山大学 学長 本山 貢

以上、研究インテグリティエコシステム創生コンソーシアム設立のため、この定款を作成し、設立時会員が次に記名押印する。

令和 8 年 5 月 2 8 日